

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>



第9回任意合併協議会



中条町議会臨時会

中条町・黒川村合併協議会規約要旨

（協議会の設置）

第1条 新潟県北蒲原郡中条町及び北蒲原郡黒川村（以下「両町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（協議会の名称）

第2条 この合併協議会は、中条町・黒川村合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）両町村の合併に関する協議
- （2）法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- （3）その他合併に関し必要な事項

任意協議会から法定協議会へ

— 法定協議会設置案

中条町議会で可決

八月二十五日（水）、中条町・黒川村任意合併協議会第9回会議を中条町産業文化会館で開催しました。会議では、協議の最後に任意協議会でのこれまでの経過や協議事項を確認し、法定協議会設置の日をもって任意協議会を解散することが確認されました。

中条町議会では九月七日（火）、臨時会が開かれ、法定協議会設置案件を賛成多数で可決。また、黒川村議会では同月十七日に、同案件が提出される予定です。案件が可決されれば、告示の日から地方自治法及び合併特例法に基づく協議会が設置され、合併特例法に基づく新市建設計画の策定などの諸協議が行われることになります。

新市名称は法定協議会で具体協議

―第9回中条町・黒川村任意合併協議会―

第9回協議会では、継続案件となっていた新市名称について協議。委員から様々な意見がだされましたが、まだまだ十分な議論が必要とのことから法定協議会に確認の場を移していくことになりました。

また、行政制度調整については、基本項目である財産及び債務の取扱いや農林水産関係、商工・観光関係などの事務事業の調整案を確認しました。

第9回協議内容

議案第三号

「新市の名称について」

会議では案件の審議ではなく、委員のみなさんの意見を聞くことになり、次のような意見が出されました。

【主な意見】

- ・公募は広く住民から募集するということから、結果について重く受けとめるべきだ。
- ・胎内、たいない、胎内川などを含めれば『胎内』に関係する名前の数は圧倒的多数である。
- ・名称候補選定の手段として応募数上位という手法を使ったもので、候補5点を並列において考えるべきではないか。

きではないか。

- ・新市の名称一つで破談した事例もある。正確に民意をとらえ、慎重に協議すべきである。
- ・企業名などを変えることにより、対外的な影響も考える必要がある。
- ・対外的な面でも、これからの新しい『まち』として知名度を上げ、歴史や文化を築き上げていくことが大切になってくる。
- ・両町村の合併ということなので、しこりを残さないような形で共通した何かを見出しながら両町村にふさわしい名称を選定すべき。

最終的に、法定協議会の中で十分議論をし、方向を決め、両町村納得したうえで決定することへの導き方を示しました。

議案第四十号から第四十六号について、次のとおり確認されました。

議案第四十号

「財産区の取扱いについて」(確認)

- ・現在存在する財産区については、新市においても引き続いて設けるものとする。

議案第四十一号

「財産区を除く財産及び債務の取扱いについて」(確認)

- ・両町村の地方債は全て新市に引き継ぐ。
- ・両町村の債務負担行為については全て新市に引き継ぐ。
- ・両町村の財政調整基金及び減債基金は新市に引き継ぐ。
- ・その他の基金は合併時までに調整し、新市に引き継ぐ。
- ・両町村の公有財産等は全て新市に引き継ぐ。

議案第四十二号

「各種事務事業の取扱い 農林水産関係事業に関するについて」(確認)

- ・標準小作料については、新市において新たに定める。ただし、合併時は現行のとおり。

用語解説



財産区

財産区とは、市町村の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村の廃置分合若しくは境界変更の際の関係地方公共団体の財産処分に關する協議に基づいて市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるものをいいます。

債務負担行為

予算で定められた将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為をいいます。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金をいいます。(地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な収支減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするもので、このような予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立つた計画的な財政運営を行うためには、財源に余裕のある年度に積立をしておくことが必要となるわけです。)



中条町の産業まつり



黒川村の産業まつり

・農業振興地域整備計画は新市において新たに策定する。協議会、計画の変更、農振台帳については、中条町の例による。

・農業経営強化促進の基本構想及び地域農業マスタープランについては、新市において新たに策定する。

・町村単独補助事業については、新市において検討する。

・農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会については、新市において調整する。

・産業まつりについては、新市において検討する。

・共同利用農機具については、黒川

村の例による。

・生産調整等については、新市において調整する。ただし、合併年度は現行のとおり。

・水田農業ビジョンについては、新市において調整する。ただし、合併年度は現行のとおり。

・チューリップフェスティバルについては、新市においても継続する。

・財団法人黒川村農業公社については、新市において黒川村の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおり。

・病害虫防除協議会については、新市において調整する。

・米消費拡大については、新市において調整する。

・農道等維持管理事業については、新市において調整する。

・農村環境計画については、新市において新たに策定する。

・土地改良区に対する補助金等については、中条町の例による。

・土地利用調整推進事業については、現行のとおり。

・転作物種子補助金については、中条町の例による。

・有害鳥獣駆除対策については、新市において調整する。

・農村環境改善センター管理については、現行のとおり。

・集会所管理については、現行のとおり。

・治山・造林事業については、新市において継続する。

・林道維持管理については、現行のとおり。

・保養・レクリエーション施設管理運営については、現行のとおり。

・スポーツ・レクリエーション施設管理運営については、現行のとおり。

・体験交流施設等管理運営については、現行のとおり。

減債基金

地方債の償還及びその信用の維持のために設けられる基金をいいます。公債費（地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金（合計額）は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されなければならぬ義務的な経費であるため、この償還を計画的に行うために資金を積み立てる目的でこの減債基金が設けられています。

公有財産

地方公共団体の所有に属する財産をいい、行政財産と普通財産に分類されます。行政財産は、地方公共団体がその事務又は事業を執行するために直接使用することを本来の目的とする公用財産（役場庁舎など）と住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする公共用財産（学校・図書館・公園など）があります。行政財産以外の財産を普通財産といいます。

農業振興地域

農業振興地域とは、今後相当長期（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域のことです。

- ・特産品加工施設管理運営については、現行のとおり。
- ・園芸施設管理運営については、現行のとおり。
- ・畜産団地管理運営については、現行のとおり。
- ・林業施設管理運営については、現行のとおり。
- ・淡水魚施設管理運営については、現行のとおり。

議案第四十三号

「各種事務事業の取扱い 商工観光関係事業に関するについて」

(確認)

- ・大規模小売店対策等については、



中条の三八市

- 中条町の例による。
- ・露店市場運営管理については、現行のとおり。

- ・商工振興補助金については、現行のとおり。ただし、境川村を含む6町村の合併により、平成16年10月12日「笛吹市」が設置された後、新市へ引き継ぐことを基本として調整する。

- ・企業誘致奨励措置については、両町村の例をもとに調整し、合併時に統一する。
- ・信用保証料補給については、中条町の例による。

- ・産業育成資金については、現行のとおり。取扱金融機関については、中条町の例による。

- ・中小企業育成資金については、中条町の例による。

- ・胎内川観光協会については、現行のとおりとし、黒川村観光協会については、新市において胎内川観光協会と統合するよう調整する。
- ・各種観光イベントについては、現行のとおり。

- ・緑化推進事業については、新市において検討する。
- ・村営バス事業については、現行のとおり。

- ・旅行業務については、現行のとおり。

- り。
- ・旅行業の運賃・料金等については、黒川村の例による。



胎内交通観光のバス

議案第四十四号

「使用料・手数料等の取扱い(その5)について」

(確認)

- ・集会所使用料については、当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

- ・農村環境改善センター使用料については、当分の間現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

- ・保養・レクリエーション施設使用料については、黒川村の例による。
- ・スポーツ・レクリエーション施設

用語解説



指定金融機関

地方公共団体の長が議会の議決を経て、市の公金の受入れや支払い事務を取り扱わせるために置く金融機関です。指定金融機関は一つの自治体に一つの金融機関に限って指定することが出来るものです。

指定代理金融機関

地方公共団体の長が指定金融機関は市の公金の収納や支払い事務の一部を代理して取り扱わせるために置く金融機関です。指定及び取消しに当たっては、地方公共団体の長が指定金融機関の意見を聞かなければ成らないとされています。

収納代理金融機関

地方公共団体の長が必要であると認められるときは、市の収納の事務の一部を取り扱わせるために指定することができます。収納代理金融機関は複数の金融機関を指定することができます。

任意協議会での協議項目

○：協議
●：未協議

項 目			状 況
基本項目	1	合併の方式	○
	2	合併の期日	○
	3	新市の名称	○
	4	新市の事務所の位置	○
	5	財産区を除く財産及び債務の取扱い	○
特例項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い	○
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○
	8	地方税の取扱い	○
	9	一般職の職員の身分の取扱い	○
	10	地域審議会等の取扱い	●
その他の項目	11	特別職の職員の身分の取扱い	○
	12	条例、規則等の取扱い	●
	13	事務組織及び機構の取扱い	●
	14	一部事務組合等の取扱い	○
	15	使用料、手数料等の取扱い	○
	16	公共的団体等の取扱い	○
	17	補助金、交付金の取扱い	○
	18	町名、字名の取扱い	○
	19	慣行の取扱い	○
	20	国民健康保険事業の取扱い	○
	21	介護保険事業の取扱い	○
	22	消防団の取扱い	○
	23	行政区の取扱い	○
	24	財産区の取扱い	○
	25	各種事務事業の取扱い	
	25- 1	電算システムに関する事	●
	25- 2	広報公聴に関する事	○
	25- 3	消防防災に関する事	○
	25- 4	交通安全に関する事	○
	25- 5	姉妹都市・友好都市及び交流事業に関する事	○
	25- 6	総務・企画に関する事	○
	25- 7	投票区投票所・開票区開票所に関する事	○
	25- 8	財務に関する事	○
	25- 9	窓口業務に関する事	○
	25-10	納税に関する事	○
	25-11	福祉事業に関する事	○
	25-12	保健事業に関する事	○
	25-13	環境衛生事業に関する事	○
	25-14	農林水産事業に関する事	○
	25-15	商工・観光事業に関する事	○
	25-16	建設関係事業に関する事	○
	25-17	公営住宅に関する事	○
	25-18	上水道事業に関する事	○
	25-19	下水道事業に関する事	○
	25-20	学校教育事業に関する事	○
	25-21	社会教育事業に関する事	○
	26	新市建設計画	●

使用料については、当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

・体験交流施設等使用料については、黒川村の例による。

・園芸施設使用料については、現行のとおりと。

・畜産団地使用料については、黒川村の例による。

・露店市場出店料については、現行のとおりと。

・村有温泉使用料については、黒川

村の例による。

・行政財産使用料については、合併時に中条町の例により統一する。

ただし、合併年度は現行のとおりと。

・出店許可手数料は中条町の例による。耕作証明等手数料は中条町の例により徴収しない。

「各事務事業の取扱い 財務に関することについて」 (確認)

・指定金融機関については、両町村

の例を基本に合併時までに調整する。一行指定とする。

・指定代理金融機関については、黒川村の例による。

・収納代理金融機関については、両町村の例による。

・口座振替手数料については、両町村で差異がないため現行のとおりと。

・定期検査については、合併時に中条町の例により統一する。

・金融機関の指定方法については、合併時に黒川村の例により統一す

る。

・郵便官署の取扱いについては両町村で差異がないため現行のとおりと。

「中条町・黒川村任意合併協議会の解散について」 (確認)

・中条町・黒川村任意合併協議会を法定協議会設置の日をもって解散する。

懇談会が開催されました

7月下旬から8月上旬にかけて、両町村では合併説明会・懇談会が行われ、任意協議会での協議経過や確認事項、新市将来構想などが説明されました。

今回協議会だよりでは、両町村の説明会・懇談会の状況や質問の一部を紹介いたします。

事務局では、両町村の説明会・懇談会での質問や要望を一つ一つ精査し、できる限り新市建設計画に反映できるよう努めていきたいと考えています。



下江端生活改善センター

主な質問

○合併に対する不安について

- ・合併規模が小さいのではないかと
- ・新発田との合併は考えられないのか。
- ・住民の意向は反映できているか。
- ・行政サービスは低下しないか。
- ・合併すると中心部の開発になり、離れた地域は取り残されるのではないかと。

○行政サービスに関すること

- ・水道料金の格差はやむを得ないのか。見直しはないのか。給水体系は変わるのか。
- ・支所の組織や仕事はどうなるのか。
- ・旧町村の行事はどうなるのか。
- ・冬期間の除雪は今までどおり行ってもらえるか。

○職員に関すること

- ・中条町の庁舎で職員増員分の対応はできるのか。
- ・一般職の削減はどのような方法でやるのか。
- ・合併して職員が減った場合人員配置は大丈夫か。

○議員に関すること

- ・職員の給与水準はどうなるのか。

・在任特例は財政効果を考えると、もう少し短くするような意見はでなかったのか。

・議員特例が終わり選挙になった場合、黒川地区は不利にならないか。

・選挙を両町村ごとに定数を定めて実施できないか。

・議員特例と農業委員特例はどうして違うのか。

・議員報酬はどちらに合わせるのか。

・財政が厳しいのであれば、定数を減らせばよいのではないかと。

○新市名称に関すること

・新市の名称はどのようにして決めるのか。

・新市の名称によって、駅やインターチェンジ名も変更されるのか。

・合併することについて決定されていないのに、公募というのは納得できない。決定された段階で公募すべきではないか。



鉾江公会堂



北町集会所

両町村で合併説明会・

両町村あわせて約1,000名が参加

中 条 町	黒 川 村
12会場	29会場
424名	557名



中条町総合福祉センター

○財政に関すること

- ・国庫の支援は大丈夫か。
- ・合併すれば、規模も大きくなり、経費も今まで以上に大変になるのでは。
- ・合併して10年後以降はどうなるのか。
- ・両町村の地方債の償還はどうやっていくのか。

○アンケート・住民投票に関すること

- ・議会・行政で一方的に合併を進めているような気がする。住民投票やアンケートを実施しないのか。
- ・協議会における全世帯意見聴取の継続協議とはどういうことか。
- ・若い世代の意見も反映できるアンケートを実施した方がよいのではないか。

○新市事業計画について

- ・両町村の総合計画は反映されるのか。
- ・住民が主体的に（事業の）優先順位をつけられないか。
- ・中条駅の駐車スペースがない。
- ・西口広場の整備計画は。
- ・黒川地区保健福祉センターはど

○施設について

- ・新市建設計画に嘉平山の公園整備計画は搭載されるのか。
- ・少子化の影響から今後学校統合計画はあるのか。

○その他

- ・従来の公共施設はどうなるのか。説明が不十分ではないか。
- ・第3セクターの施設はどうなるのか。

○その他

- ・地域審議会を設置するのか。
- ・集落で陳情・要望事項はどうなるのか。
- ・『胎内産米』のブランドは残るのか。
- ・新しい市が誕生すると住所はどのようにになるのか。
- ・合併時に戸籍や住民票は何もしなくてよいのか。
- ・合併後に車を購入する場合車庫証明は必要となるのか。
- ・合併後、建築確認は必要となるのか。
- ・新市において設置される福祉事務所はどのようなものか。



中条町産業文化会館



ほっとHOT・中条

合併Q&A

今回は説明会で質問があった、合併後の主な手続きの疑問についてお答えいたします。

Q 合併時に戸籍や住民票等は何もしなくて良いのか。

A 戸籍・住民票については、住所変更の手続きは必要ありません。住民票コードも変わりませんのでそのままご利用いただけます。

印鑑登録証については、住所変更の手続きは必要ありません。期間を定め、旧手帳とカードを無償で交換する予定です。

Q 合併後に車を購入する場合、車庫証明は必要となるのか。

A 合併後においても次の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（附則第2項）の改正がなされるまでの間においては、現

在と同様の扱いになります。また、既に受けている車庫証明・住所保管場所等に関しては、次に切り替わるまでの間はそのままで支障ありません。

Q 合併後、建築確認は必要となるのか。

A 都市計画区域の変更が行われるまで現行どおりの取扱いとなります。

都市計画区域外においても、建物の種類によっては、合併に関わらず建築確認は必要となります。

Q 合併時に自動車運転免許証の住所変更手続きは必要か。

A 住所変更の手続きは必要ありません。今回の運転免許の更新の際に手続

きをしていただくことになります。

また、更新前に変更を希望する方や証明関係等で変更が必要な方は交通安全協会や運転免許センターで手続きが可能です。その場合手数料はかかりません。

Q 新市において設置される福祉事務所とはどのようなものか。

A 福祉に関して今まで県の振興局に判断を仰いでいた業務のうち、生活保護の認定や児童扶養手当など市単独で行えるようになります。また、福祉の対応のスピード化が図られるとともに、福祉専門職員の配置などで組織の充実が図れます。

事務局よりお知らせ



今回Q&Aのコーナーでお知らせした以外の手続きについても、今後、住民の皆さんの疑問にお答えしたいと考えています。事前に必要がありましたら事務局までお問い合わせください。

中条町・黒川村任意合併協議会のホームページもご覧ください。

中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>